

暑さに配慮した職場環境づくり奨励金支給要領

令和8年4月23日付8東し企雇第650号

(総則)

第1条 暑さに配慮した職場環境づくり奨励金（以下「奨励金」という。）の支給について、奨励金支給要綱（以下、「要綱」という。）によるほか、本支給要領の定めるところによる。

(本奨励金の支給対象事業者)

第2条 要綱第4条第1項の熱中症予防対策の重点的な実施が必要と別途理事長が定める業種とは、次の各号に該当するものとする。

(1) 日本標準産業分類大分類「R サービス業」中、中分類「88 廃棄物処理業」中の小分類のうち次の①から③に該当する者

①「881 一般廃棄物処理業」

②「882 産業廃棄物処理業」

③「889 その他の廃棄物処理業」

(2) 日本標準産業分類大分類「R サービス業」中、中分類「92 その他の事業サービス業」中の小分類のうち次の①及び②に該当する者

①「922 建物等維持管理業」

②「923 警備業」

(3) その他理事長が認めた業種

2 要綱第4条第1項第1号の本社又は主たる事業所が東京都内にあることとは、法人においては本店の所在地又は支店・営業所等の事業所が都内に所在することをいい、個人においては事業所地が都内であることをいう。ただし、営業実態がなく、法人においては法人住民税、個人においては個人住民税を納付していない場合を除く。

3 要綱第4条第1項第5号の重大な法令違反等とは、次の各号に該当するものとする。

(1) 違法行為等による罰則の適用を受けた場合

(2) 労働基準監督署により違反の事実が検察官に送致された場合

(3) 消費者庁の措置命令があった場合

(4) 上記各号と同等以上の法令違反であると判断される場合

(奨励金対象事業)

第3条 要綱第6条第1項第2号の別表3に規定する対象外となる主な購入物品の(5) 飲食料品とは、飲食料品等の日用品をいう。

(奨励金の支払)

第4条 要綱第17条第1項の奨励金の支払いを受けようとするときであって、電子申請システム「J グランツ」を利用して奨励金の請求及び振替依頼を行う場合は、奨励金請求フォームに必要事項を入力し、奨励金請求兼口座振替依頼を行うこととする。

(各種奨励金との併給調整)

第5条 要綱第27条第1項の奨励金の支給事由と同一の事由により支給要件を満たすこととなる各種奨励金等とは、暑さに配慮した職場環境づくり支援事業の実施目的と同一の目的で実施される奨励金・助成金等をいう。

また、同一の目的で実施されるとは、次の各号の内容を含む。

(1) 厚生労働省「職場における熱中症予防基本対策要綱」に規定する次の取組ア及びイの実施

ア WBGT 値（暑さ指数）の活用

イ 熱中症予防対策（作業環境管理、作業管理、健康管理、労働衛生教育、救急措置）

(2) 熱中症予防対策に資すると認められる物品の購入

(3) (1) 及び (2) に係る報告

2 要綱第27条第1項に規定する、併給調整が必要な機関は、国及び東京都の他、区市町村（国及び東京都の他、区市町村が他の団体等に出捐・委託して実施するものを含む。）を含むものとする。

附則

この要領は、令和8年4月27日から施行する。